

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県規則第46号

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（平成24年静岡県規則第45号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター 新商品開発研究施設の設置、管理及び使 用料に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>静岡県農林技術研究所茶 業研究センター新商品開発研究施設の設置、 管理及び使用料に関する条例</u>（平成24年静岡 県条例第43号。以下「条例」という。）の施行 に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（開所時間及び休所日）</p> <p>第3条 <u>静岡県農林技術研究所茶業研究センタ ー新商品開発研究施設</u>（以下「施設」とい う。）の開所時間及び休所日は、次のとおりと する。ただし、センター長は、特に必要があ ると認めるときは、開所時間を変更し、又は 休所日に開所し、若しくは休所日以外の日に 休所することができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p>	<p><u>静岡県農林技術研究所茶業研究センター 研究開発等施設の設置、管理及び使用料 に関する条例施行規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>静岡県農林技術研究所茶 業研究センター研究開発等施設の設置、管理 及び使用料に関する条例</u>（平成24年静岡県条 例第43号。以下「条例」という。）の施行に関 し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（開所時間及び休所日）</p> <p>第3条 <u>静岡県農林技術研究所茶業研究センタ ー研究開発等施設</u>（以下「施設」という。）の 開所時間及び休所日は、次のとおりとする。 ただし、センター長は、特に必要があると認 めるときは、開所時間を変更し、又は休所日 に開所し、若しくは休所日以外の日に休所す ることができる。</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p><u>（研究開発室の使用手続）</u></p> <p>第4条 <u>条例第4条第1項の規定により研究開 発室の使用の許可を受けようとする者は、様 式第1号による研究開発室使用許可申請書を センター長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付 しなければならない。</u></p> <p>（1）<u>使用に係る研究開発の計画を記載した書</u></p>

類

(2) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、センター長が必要と認める書類

3 条例第4条第4項において準用する同条第1項前段の規定により研究開発室の使用の許可の更新を受けようとする者は、許可の期間が満了する日の3月前までに、様式第2号による研究開発室更新許可申請書をセンター長に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 期間の更新の必要性を説明する書類

(2) 前号に掲げるもののほか、センター長が必要と認める書類

5 条例第4条第1項後段（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により研究開発室の使用の許可に係る事項の変更の許可を受けようとする者は、様式第1号による研究開発室使用変更許可申請書をセンター長に提出しなければならない。

6 前項の申請書には、変更に係る研究開発の計画を記載した書類その他のセンター長が必要と認める書類を添付しなければならない。（調査分析室の使用手続）

第5条 条例第5条第1項の規定により調査分析室の使用の承認を受けようとする者は、様式第3号による調査分析室使用承認申請書をセンター長に提出しなければならない。

（設備等の使用手続）

第4条 条例第4条第1項の規定により設備等の使用の承認を受けようとする者は、様式第1号による設備等使用承認申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 センター長は、設備等の使用を承認したと

第6条 条例第5条第1項の規定により設備等の使用の承認を受けようとする者は、様式第4号による設備等使用承認申請書をセンター長に提出しなければならない。

<p><u>ときは、設備等使用承認書を当該承認を受けた者に交付するものとする。</u></p> <p>(使用料の減免申請)</p> <p>第5条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>様式第2号</u>による減免申請書をセンター長に提出しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(使用料の減免申請)</p> <p>第7条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、<u>様式第5号</u>による減免申請書をセンター長に提出しなければならない。</p> <p>(補則)</p> <p>第8条 (略)</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第2号中「第5条」を「第7条」に、「静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」を「静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」に、「設備等の名称」を
「施設の名称」に、

「

使　用　目　的		
使　用　回　数	回	回
単　　価	円	円

」

を

「

使　用　目　的		
---------	--	--

」

に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第1号中「第4条」を「第6条」に、「静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」を「静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則」に改め、同様式を様式第4号とし、同様式の前に次の3様式を加える。

様式第1号（第4条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

研究開発室 使用
使用変更 許可申請書

年　月　日

静岡県農林技術研究所茶業研究センター長 様

申請者 住 所
氏 名 法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

連絡責任者氏名

次のとおり研究開発室の使用の 許可 を受けたいので、静岡県農林技術研究所
許可に係る事項の変更の許可

茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則 第4条第1項
の規定に
第4条第5項

より申請します。

施 設 の 名 称						
使 用 期 間	年 月 日から	年 月 日まで				
使 用 目 的						
変 更 内 容 (年 月 日 付 け 許 可 の 変 更)	変更事項					
	変更理由					

(注)

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 「変更内容」の欄は、使用変更の許可申請の場合に記入すること。

様式第2号（第4条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

研究開発室更新許可申請書

年　月　日

静岡県農林技術研究所茶業研究センター長様

申請者
住 所
法人にあっては、その
主たる事務所の所在地

氏 名
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

連絡責任者氏名

次のとおり研究開発室の使用の許可の更新を受けたいので、静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第4条第3項の規定により申請します。

施 設 の 名 称	
使 用 の 許 可 の 期 間	年　月　日から　年　月　日まで
更 新 後 使 用 期 間	年　月　日から　年　月　日まで
更 新 の 理 由	

様式第3号（第5条関係）（用紙　日本産業規格A4縦型）

調査分析室使用承認申請書

年　月　日

静岡県農林技術研究所茶業研究センター長様

申請者
住 所
法人にあっては、その
主たる事務所の所在地
氏 名
法人にあっては、その
名称及び代表者の氏名

電話番号

連絡責任者氏名

次のとおり調査分析室の使用の承認を受けたいので、静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則第5条の規定により申請します。

施 設 の 名 称	
使 用 日 時	年　月　日　時から　月　日　時まで
使 用 目 的	
使 用 料	円
県外の者に係る加算額	円
合 計	円
備 考	

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の静岡県農林技術研究所茶業研究センター新商品開発研究施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県農林技術研究所茶業研究センター研究開発等施設の設置、管理及び使用料に関する条例施行規則の相当する規定及び様式により提出されたものとみなす。
- この規則の施行の際現に改正前の規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。